

かつしか 区議会だより

平成29年第4回定例会

12月	6日	本会議（一般質問等）
	7日	本会議（一般質問、議案の付託・議決等） 常任委員会（総務、文教） 議会運営委員会
	8～12日	常任委員会（保健福祉、文教、建設環境、総務）
	13・14日	特別委員会（危機管理対策、地域活性化対策、都市基盤整備）
	15日	議会運営委員会
	18日	本会議（議案の議決等）

主な内容 2・3面…一般質問 4面…可決された議案ほか

No.235 平成30年（2018年） 1月25日発行 葛飾区議会 〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 ☎3695-1111 FAX5698-1543



堀切大風揚げ大会

東京都受動喫煙防止条例制定に関する意見書を可決

今回の定例会では、8名の議員から区政一般質問が行われました。
また、平成29年度一般会計補正予算（第3号）をはじめとする区長提出議案等20件と、東京都受動喫煙防止条例制定に関する意見書（下欄参照）など、議員提出議案2件が可決されました。

可決された意見書（要旨）

今回の定例会では次の意見書1件を可決し、関係機関に送付しました。

東京都受動喫煙防止条例制定に関する意見書

東京都は、本年9月に公表した「東京都受動喫煙防止条例（仮称）」の基本的な考え方により、施設ごとの規制範囲や罰則付きの条例を目指すことを示したうえで、平成30年第1回定例都議会において同条例を制定するとしている。

受動喫煙防止対策は、都民の健康増進の観点はもとより、東京2020オリンピック・パラリンピック大会のホストシティの責務として、その対策を一層推進していくべきものであるが、その一方では、様々な分野の経済活動や都民の暮らしに広く影響を及ぼすとともに、関係事業者の理解と協力があつて、はじめその実効性が担保され、効果的な対策となるものである。

加えて現在、国政においても規制基準のあり方等を含め、様々な観点から法制化に向けた慎重な議論が取り交わされている最中である。

よって、本区議会は、東京都が受動喫煙防止条例を制定するにあたっては、一律的なものではなく、東京の実態に即し、多くの都民の理解と共感を得られるものとなるよう、次の事項について強く要望する。

- ① 東京都は、各区市町村と十分協議すること。
- ② 東京都が実施してきた、分煙補助事業、店頭表示等との整合性や、それらの諸対策を着実に実行してきた各種業界や都民等の意見も十分踏まえて慎重な検討を行うこと。
- ③ 条例の制定にあたっては、国の動向を踏まえたうえで慎重に検討を行うこと。

政治家の寄附は、禁止されています。また、年賀状等時候の挨拶状（答礼のための自筆のものを除く。）を出すことも禁止されています。

議員等政治家が、お祭り、親睦旅行会、会合などの行事に寄附や差し入れ等をしたり、お祝い金（出産・新築等）、贈り物（お中元・お歳暮等）をすることは、公職選挙法により罰則をもって禁止されており、要求した人も罰せられます。